

# 幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第86号



## 通信販売のトラブルが最多

令和4年度消費生活センター報告

令和4年度に幕別町消費生活センターに寄せられた相談件数は178件でした。

### 通販のトラブルが最多

令和4年度で最も多かった相談は、令和3年度と同様に通信販売のトラブルに関するものでした。

中でも各種広告から化粧品やサプリメントなどを購入し、後から「定期購入」の契約と気付いたという相談が最も多い相談でした。また、ネット通販で代金を前払いしたものの商品が届かず、業者に連絡もつかないという「偽サイト」のトラブルも多数寄せられました。通信販売は「クーリング・オフ」契約後一定期間であれば無条件に契約解除が可能な制度ができません。なぜなら、訪問販売や電話勧誘販売などのように不意打ち的に勧誘されるわけではなく、じっくり考えて申し込むことができるからです。事前に返品条件をよく確認してから申し込みましょう。

### 通信契約の相談も増加

光回線やプロバイダー、スマートフォン、モバイルルーターなどの通信契約の相談も増加しました。

料金が「安くなる」には条件があります。事前にそれらを必ず確認し、納得してから申し込みましょう。

### 不審なSMSに注意

国税庁や宅配事業者を装った、偽のSMS(ショートメッセージ)の相談も多数寄せられました。不審なメールは無視し、絶対に支払わないでください。心配であればすぐに消費生活センターや警察に相談してください。

### 幕別町公式ホームページ 【消費生活】

消費生活に関する役立つ情報を掲載しています。ぜひご覧ください。

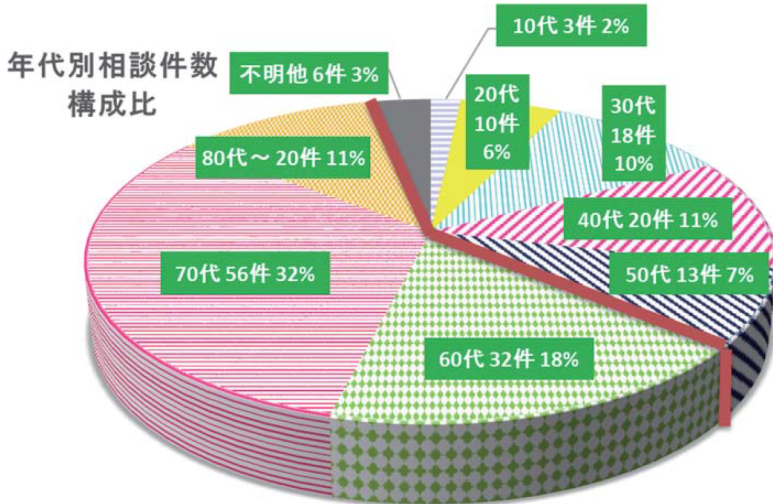


### 夜間相談を 実施しています

毎月第1・3・5水曜日  
(祝日・年末年始を除く)は、午後7時まで札内相談室にて来所・電話ともに相談を受け付けています。予約不要で相談料は無料です。秘密は厳守しますので、気軽に相談してください。

### 出前講座を 利用してみませんか

消費生活相談員が悪質商法や特殊詐欺の最新の手法や対処法について事例を交えながらお話しします。テーマや時間は希望に応じて。詳しくは消費生活センターに問い合わせてください。



※60代以上の相談が全体の約61%を占める。

令和5年度消費者月間統一テーマ ◆毎年5月は消費者月間です◆  
「デジタルで快適、消費生活術  
～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」

問 幕別町消費生活センター (☎055-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

# 7億円当選!? 心当たりのない メールは無視

スマホのSMSに「7億円**当選**した」という通知が届いた。  
**受領**するための手続きだと言われ、様々な名目の  
費用を**請求**され、これまでに**電子**  
**マネー**で150万円ほど**支払**ったが、

いつまで経っても当選金が  
**振り込まれない**。

「コンビニの端末機で  
購入した電子マネー  
の払込票が残って  
いると当選金が支払  
えなくなる」と言われ  
ていたので、全て捨て  
てしまった。姉から  
**借金**もした。お金を  
取り返したい。

(70歳代 女性)



## ひとこと助言



- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞などに当選することはありません。大金が当選したというメールやSMSが来てもうのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう。
- 「当選金を受け取るため」などと言って事前にお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことはほぼできません。
- 周囲の人は、高齢者変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。